

# ○函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例

昭和57年3月31日条例第8号

## 改正

平成5年3月29日条例第13号  
平成15年3月20日条例第16号  
平成16年11月17日条例第109号  
平成19年10月1日条例第60号  
平成24年9月25日条例第52号  
平成26年3月14日条例第4号

(趣旨)

**第1条** この条例は、港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第40条の規定に基づき、市が管理する港湾の臨港地区内の分区における建築物その他の構築物（以下「構築物」という。）の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この条例において「商港区」、「工業港区」、「漁港区」、「マリーナ港区」および「修景厚生港区」とは、法第39条第1項の規定により市長が指定した「商港区」、「工業港区」、「漁港区」、「マリーナ港区」および「修景厚生港区」をいう。

(禁止構築物)

**第3条** 法第40条第1項に規定する条例で定める構築物は、次に掲げるものとする。ただし、市長が公益上やむを得ないと認めて許可したものについては、この限りでない。

- (1) 商港区においては、別表第1に掲げる構築物以外のもの
- (2) 工業港区においては、別表第2に掲げる構築物以外のもの
- (3) 漁港区においては、別表第3に掲げる構築物以外のもの
- (4) マリーナ港区においては、別表第4に掲げる構築物以外のもの
- (5) 修景厚生港区においては、別表第5に掲げる構築物以外のもの

(罰則)

**第4条** 法第40条第1項の規定に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

(規則への委任)

**第5条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、昭和57年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、この条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

## 附 則（平成5年3月29日条例第13号）

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。（平成5年規則第9号で、平成5年3月30日から施行）
- 2 この条例の施行の際現に建設中の構築物は、改正後の函館港の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の適用については、現に存する構築物とみなす。

## 附 則（平成15年3月20日条例第16号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

## 附 則（平成16年11月17日条例第109号）

- 1 この条例は、平成16年12月1日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年10月1日条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成24年9月25日条例第52号）

1 この条例は、平成24年11月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に建設または改築の工事中の建築物その他の構築物は、改正後の函館市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例の適用については、現に存する建築物その他の構築物とみなす。

**附 則**（平成26年3月14日条例第4号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**別表第1**（第3条関係）

- (1) 法第2条第5項第2号から第9号まで、第9号の3から第10号の2までおよび第12号に掲げる港湾施設（危険物置場および貯油施設を除く。）
- (2) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が10,000平方メートル以下のもの
  - ア 卸売展示施設（荷さばき施設または保管施設に附属するものに限る。）
  - イ アに掲げる構築物の附帯施設
- (3) 流通加工施設およびその附帯施設
- (4) 水産物の加工工場およびその附帯施設
- (5) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、鉄道事業、港湾に係る情報の提供サービス業、水産物の加工に係る事業その他市長が指定する事業の用に供する事務所およびその附帯施設
- (6) 第4号の水産物の加工工場または前号の事務所において業務に従事する者のための休泊所および診療所ならびにこれらの附帯施設
- (7) 市長が指定する官公署の事務所およびその附帯施設
- (8) 旅館およびホテル（これらのうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号の規定に該当するものを除く。別表第4において同じ。）ならびにこれらの附帯施設
- (9) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの
  - ア 飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項の規定に該当するものを除く。別表第3から別表第5までにおいて同じ。）
  - イ 船舶用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗
  - ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設
- (10) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの
  - ア 日用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗
  - イ アに掲げる構築物の附帯施設
- (11) 銀行の支店その他の営業所、郵便局および保険業の用に供する店舗
- (12) ガソリンスタンド

**別表第2**（第3条関係）

- (1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号から第10号の2までおよび第12号に掲げる港湾施設
- (2) 原料または製品の一部の輸送を海上運送または港湾運送に依存する製造事業および供給事業ならびにこれらの関連事業の用に供する工場および事務所ならびにこれらの附帯施設
- (3) 市長が指定する製造事業およびその関連事業の用に供する工場および事務所ならびにこれらの附帯施設
- (4) 海上運送事業、港湾運送事業、倉庫業、道路運送事業、貨物利用運送事業、鉄道事業、港湾に係る情報の提供サービス業その他市長が指定する事業の用に供する事務所およびその附帯施設
- (5) 第2号もしくは第3号の工場および事務所または前号の事務所において業務に従事する者のための休泊所および診療所ならびにこれらの附帯施設
- (6) 市長が指定する官公署の事務所およびその附帯施設
- (7) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの
  - ア 船舶用品の販売業の用に供する店舗
  - イ アに掲げる構築物の附帯施設

- (8) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの
  - ア 日用品の販売業の用に供する店舗
  - イ アに掲げる構築物の附帯施設
- (9) 銀行の支店その他の営業所、郵便局および保険業の用に供する店舗
- (10) ガソリンスタンド

**別表第3**（第3条関係）

- (1) 法第2条第5項第2号、第4号、第5号および第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設
- (2) 漁船のためのけい留施設、燃料補給施設、給水施設および給氷施設
- (3) 水産物卸売市場その他水産物の荷さばきに必要な施設
- (4) 冷蔵倉庫、冷凍倉庫その他水産物の保管に必要な施設
- (5) 製氷工場および水産物の加工工場ならびにこれらの附帯施設
- (6) 漁網その他の漁具の補修または保管に必要な施設
- (7) 漁船乗組員その他漁業関係業務に従事する者のための休泊所および診療所ならびにこれらの附帯施設
- (8) 漁業会社、漁業組合その他の水産物に係る事業を行う者の用に供する事務所およびその附帯施設
- (9) 市長が指定する官公署の事務所およびその附帯施設
- (10) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの
  - ア 飲食店
  - イ 船舶用品の販売業の用に供する店舗
  - ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設
- (11) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの
  - ア 日用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗
  - イ アに掲げる構築物の附帯施設
- (12) 銀行の支店その他の営業所、郵便局および保険業の用に供する店舗
- (13) ガソリンスタンド

**別表第4**（第3条関係）

- (1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号から第9号までおよび第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設（危険物置場および貯油施設を除く。）
- (2) スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶（以下「レクリエーション用船舶」という。）および通船のための用具保管庫および船舶上下架施設
- (3) レクリエーション用船舶の利用者のためのクラブ事務所ならびに集会所、体育施設および展望施設ならびにこれらの附帯施設
- (4) 次に掲げる構築物であつて、その床面積（イに掲げる構築物にあつては、客席の部分に限る。）の合計が10,000平方メートル以下のもの
  - ア 展示施設
  - イ 観覧施設
  - ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設
- (5) 旅館およびホテルならびにこれらの附帯施設
- (6) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの
  - ア 飲食店
  - イ 船舶用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設

(7) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

ア 日用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

イ アに掲げる構築物の附帯施設

**別表第5** (第3条関係)

(1) 法第2条第5項第2号から第5号までおよび第9号の3から第10号の2までに掲げる港湾施設

(2) 図書館、博物館、水族館、集会所、展望施設および通船待合所ならびにこれらの附帯施設

(3) 次に掲げる構築物であつて、その床面積（イに掲げる構築物にあつては、客席の部分に限る。）の合計が10,000平方メートル以下のもの

ア 展示施設

イ 観覧施設

ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設

(4) 市長が指定する官公署の事務所およびその附帯施設

(5) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が3,000平方メートル未満のもの

ア 飲食店

イ 船舶用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

ウ アおよびイに掲げる構築物の附帯施設

(6) 次に掲げる構築物であつて、その床面積の合計が1,000平方メートル以下のもの

ア 日用品の販売業その他市長が指定する物品販売業の用に供する店舗

イ アに掲げる構築物の附帯施設